

D 第一条 本法ハ左ノ各号ノ一二該当スル工場ニ之ヲ適用ス

- 一 常時  人以上ノ職工ヲ使用スルモノ
- 二 事業ノ性質危険ナルモノ又ハ衛生上有害ノ虞アルモノ

本法ノ適用ヲ必要トセサル工場ハ勅令ヲ以テ之ヲ除外スルコトヲ得

第二条 工業主ハ  歳未満ノ者ヲシテ工場ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス但シ本法施行ノ際  歳以上ノ者ヲ引続キ就業セシムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

行政官庁ハ軽易ナル業務ニ付就業ニ関スル条件ヲ附シテ  歳以上ノ者ノ就業ヲ許可スルコトヲ得

第三条 工業主ハ  歳未満ノ者及女子ヲシテ一日ニ付  時間ヲ超エテ就業セシムルコトヲ得ス

主務大臣ハ業務ノ種類ニ依リ本法施行後  年間ヲ限り前項ノ就業時間ヲ二時間以内延長スルコトヲ得就業時間ハ工場ヲ異ニスル場合ト雖前二項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ通算ス

第四条 工場主ハ  歳未満ノ者及女子ヲシテ午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス

第五条 左ノ各号ノ一二該当スル場合ニ於テハ前条ノ規定ヲ適用セス但シ本法施行  年後ハ十四歳未満ノ者及二十歳未満ノ女子ヲシテ午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス

一 一時ニ作業ヲ為スコトヲ必要トスル特種ノ事由アル業務ニ就カシムルトキ

二 夜間ノ作業ヲ必要トスル特種ノ事由アル業務ニ就カシムルトキ

三 昼夜連続作業ヲ必要トスル特種ノ事由アル業務ニ職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムルトキ前項ニ掲ケタル業務ノ種類ハ主務大臣之ヲ指定ス

第六条 職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムル場合ニ於テハ本法施行

後  年間第四条ノ規定ヲ適用セス

問11 史料Dの公布年として最も適切なものを、下記の中から1つ選べ。

- a 1899年 b 1905年 c 1911年 d 1916年

問12 空欄 (ニ) ~ (ヘ) にあてはまる数字の組み合わせとして最も適切なものを、下記の中から1つ選べ。

- a (ニ) 十 (ホ) 十二 (ヘ) 十五  
b (ニ) 十 (ホ) 十五 (ヘ) 十二  
c (ニ) 十二 (ホ) 十 (ヘ) 十五  
d (ニ) 十二 (ホ) 十五 (ヘ) 十  
e (ニ) 十五 (ホ) 十 (ヘ) 十二  
f (ニ) 十五 (ホ) 十二 (ヘ) 十

問13 下線部④の規定により、二時間延長の特典を得ることになった産業として最も適切なものを、下記の中から1つ選べ。

- a 製糸業 b 紡績業 c 鉄道業 d 鉱山業

問14 下線部⑤の規定により、従来の経営に大きな制限を受けることになる産業として最も適切なものを、下記の中から1つ選べ。

- a 製糸業 b 紡績業 c 鉄道業 d 鉱山業

問15 史料D制定準備のため、農商務省が1903年に刊行した工場労働状態に関する報告書を何というか、記せ。